

大口町告示第54号

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月17日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町移住支援事業補助金交付要綱（令和元年大口町告示第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アに後段として次のように加える。

この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

第2条第1号ア(ア)中「(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）」を削り、同号ア(ア)ただし書を削る。

第2条第1号イ中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第2条第4号中ウを削り、エをウとし、オをエとする。

第3条中「世帯」を「2人以上の世帯」に改める。

様式第1（別紙2）中「大口町及び愛知県が定める個人情報保護条例等の規定」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

様式第3の1中「上記3及び4に定める返還請求等」を「上記(3)に定める返還請求等」に改める。

様式第3の4中「上記3及び4に定める返還請求等」を「上記(3)に定める返還請求等」に改める。

### 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

- 2 改正後の大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、令和5年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(交付対象)</p> <p>第2条 移住支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たす者であって第2号又は第3号の要件に該当するものとする。この場合において、世帯員が2人以上の世帯から申請をする場合にあつては第4号の要件についても満たす者とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。<u>この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</u></p> <p>(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。</p>	<p>(交付対象)</p> <p>第2条 移住支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たす者であって第2号又は第3号の要件に該当するものとする。この場合において、世帯員が2人以上の世帯から申請をする場合にあつては第4号の要件についても満たす者とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域<u>（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79</u></p>

新	旧
<p>(イ) 略</p> <p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p><u>(7)</u> 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p><u>(イ)</u> 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも転入後3か月以上1年以内であること。</p>	<p><u>号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)</u>以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。<u>ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、かつ、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p><u>(7) 平成31年4月1日以後に町に転入したこと。</u></p> <p><u>(イ)</u> 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p><u>(ウ)</u> 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア～イ 略</p> <p><u>ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以後に町に転入したこと。</u></p> <p><u>エ</u> 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも転入後3か月以上1年以内であること。</p>

新	旧
<p>エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも大口町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。</p> <p>(交付金額)</p> <p>第3条 移住支援金の交付金額は、<u>2人以上の世帯</u>の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。</p> <p>様式第1 (別紙2) (第4条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3の1 (第5条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3の4 (第9条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p>オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも大口町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。</p> <p>(交付金額)</p> <p>第3条 移住支援金の交付金額は、<u>世帯</u>の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。</p> <p>様式第1 (別紙2) (第4条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3の1 (第5条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3の4 (第9条関係)</p> <p>【別記】</p>

別紙

(新)

様式第1（別紙2）

大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、大口町及び愛知県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

(旧)

様式第1 (別紙2)

大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、大口町及び愛知県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、大口町及び愛知県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。



別紙

(新)

様式第3の1 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額 金 円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

(裏面に続く)

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額
- (4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記(3)に定める返還請求等を行う場合があります。
- (5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- (6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

(旧)

様式第3の1 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額 金 円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

(裏面に続く)

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額
- (4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記3及び4に定める返還請求等を行う場合があります。
- (5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- (6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

別紙

(新)

様式第3の4（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書【再交付】

年 月 日付で申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額 金 円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

(裏面に続く)

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額
- (4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記(3)に定める返還請求等を行う場合があります。
- (5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- (6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

(旧)

様式第3の4 (第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書【再交付】

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額 金 円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

(裏面に続く)

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額
- (4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記3及び4に定める返還請求等を行う場合があります。
- (5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- (6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。